

平成20年10月

逗子市教育委員会定例会

平成20年10月20日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成20年10月20日逗子市教育委員会10月定例会を逗子市役所5階第6会議室に召集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	柏 村 淳
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
青少年会館長事務取扱	
教 育 部 参 事	富 澤 義 弘
学校教育課長事務取扱	
教育部参事(文化・教育ゾーン担当)	福 田 隆 男
市民交流センター長事務取扱	
教 育 総 務 課 長	館 兼 好
庶務係長事務取扱	
学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当)	永 田 寛 夫
学 校 教 育 課 主 幹	服 部 純 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹
図 書 館 長	草 柳 庄 一

事務局

教育総務課課長補佐 永島重昭

教育総務課主任 佐藤多佳子

開会時刻 午後 3 時 0 5 分

閉会時刻 午後 3 時 3 6 分

会議録署名委員決定 村松委員、竹村委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたしますが、傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

定足数に達しております。ただいまから平成20年逗子市教育委員会10月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。会議規則により、本日の会議録署名委員は村松委員、竹村委員をお願いいたします。これより会議日程に入ります。

日程第1「7月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「7月定例会会議録の承認について」を議題といたします。
委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。
会議録に御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、7月定例会会議録を承認いたします。
村松委員、竹村委員、会議録に御署名をお願いいたします。

日程第2「8月定例会会議録の承認について」

小島委員長

では、日程第2「8月定例会会議録の承認について」を議題といたします。
委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。
会議録に御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議ないようですので、8月定例会会議録は承認いたします。
竹村委員、五十嵐委員、会議録に御署名をお願いいたします。

日程第3「教育長報告事項」

小島委員長

次に、日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長、御報告をお願いいたします。

村上教育長

では、教育長報告をいたします。座らせて説明いたします。

1点目は、昨年度、県教育委員会が創設した、すぐれた授業を実践している教育表彰制が本年度も行われました。その結果、数々の審査を通り、20年度の表彰者に本市逗子小学校教諭 吉川裕美さんがみごと選ばれました。昨年度の審査対象教諭が2万3,000人でした。このうち全県で小・中学校の表彰者は10名です。今年も2万数千人という中から、大体小・中学校は昨年並みの10名程度受賞されたと聞いております。昨年度の梅原幸子先生に引き続き、2年連続このような小さいまちから受賞者を出せたことは喜ばしいことでもあります。先生方、特に若い先生方の励みになることと思います。表彰式は今週24日（金曜日）に行われます。

続きまして、今週から本格的に学校へ行こう週間が始まります。御都合がつく日に連絡をくだされば、学校に連絡いたします。また、学校へ行こう週間についての内容は、広報の9月号に既に掲載されており、市民に周知されております。ごらんください。

最後に、学校は先週の火曜日から後期が始まっております。これから学習の実りの秋でもあります。同時に新学習指導要領の説明あるいは移行措置の準備にとりかからなければいけません。先日、後期の始まりの日に教育講演会を開催いたしまして、改定学習指導要領とこれからの教育について、市内の教職員、保護者、市民を集め、文科省及び国立教育政策研究所の学力調査官、それから教育課程調査官等々、やられています方をお招きして説明をしていただきました。学習指導要領改定にかかわった方なので、市民にも理解できるように配慮いただきまして、説明をしていただきました。

私からの報告は以上で、部長より第3回の市議会定例会の報告をさせていただきます。

柏村教育部長

それでは、先月22日の教育委員会定例会に御報告させていただきました以後の平成20年逗子市議会第3回定例会の審議概要等につきまして御報告させていただきます。

まず、9月24日に本会議が開催され、議案第47号平成19年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定ほか4特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、それぞれ賛成多数により

認定されました。その後、引き続き一般質問として、今期定例会では10名の議員から行われましたが、ここでは教育委員会にかかわる部分等について御報告させていただきます。まず橋爪議員から、障害児・障害者支援として発達支援教育の現状や課題についてと、2つ目としまして奨学金制度について。また眞下議員からは、文化・教育ゾーンの使い勝手についてと、2つ目としまして平井市政の進捗状況として、自転車によるまちづくりから自転車の安全な乗り方や啓発について。そして高野典子議員からは、学校基本調査について及び全国学習状況調査についての質問がございました。翌25日の本会議では、まず岩室議員から教育環境の充実について、また松本議員からは防災に関し学校における津波の教育について、2つ目としましてたばこの害と公共施設の禁煙について、及び3つ目としまして学校の生ごみ対策について。そして森議員からは市民交流センターの運営等についてと、2つ目としまして子育て・子育て支援からふれあいスクール事業の評価・課題等についての質問がなされました。それらに対する答弁につきましては、事前にお渡ししております答弁書に沿ってお答えしております。これらの一般質問終了後、平成20年逗子市議会第3回定例会は閉会となっております。

以上、雑駁ではございますが、報告とさせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。では、特にないようですので、教育長報告事項については終わらせていただきます。

日程第4「報告第17号教育委員会職員の人事について」

小島委員長

日程第4「報告第17号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

館教育総務課長

報告第17号教育委員会職員の人事について御報告申し上げます。

教育委員会職員の人事につきましては、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

小島委員長

本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしいですね。では、特にないようですので、教育委員会職員の人事についてを終わらせていただきます。

日程第5「議案第10号逗子市文化プラザ市民交流センター条例の一部改正の申出について」

小島委員長

続きまして、日程第5「議案第10号逗子市文化プラザ市民交流センター条例の一部改正の申出について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

福田教育部参事

日程第5、議案第10号逗子市文化プラザ市民交流センター条例の一部改正案について御説明申し上げます。

今年度、逗子文化プラザ内に整備されたフェスティバルパークについて、平成21年度に一般開放するに当たり、必要な事項を定め、逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正として、市長に申し出る必要があるため提案するものであります。

それでは、この条例の改正部分について順次御説明いたします。第3条は、新たにフェスティバルパークの設置目的を追加規定したものです。第6条は、フェスティバルパークにおける行為に対する許可及び制限について追加規定したものです。第9条は、フェスティバルパークにおける入場制限に係る許可について追加規定したものです。第10条は、第6条の追加規定による変更に伴うものです。第12条、第13条及び第14条は、フェスティバルパークが追加規定されたことに伴い、入館者を入場者として変更し、規定するものです。別表の1、施設使用料は、フェスティバルパークにおいて許可が必要な行為に対する基本使用料及び加算使用料を追加規定したものです。別表の2、設備使用料は、フェスティバルパークにおいて許可が必要な行為に伴い、使用する設備に係る使用料金を追加規定し、100円未満の端数が原則発生しない設備使用料の端数処理規定を削除したものです。附則につきましては、この条例は平成21年6月1日から施行しますが、第6条、第9条及び第10条の改正規定は、平成21年3月1日を施行日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

小島委員長

本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

収入と支出の、採算的にはどうなんですか。特にシミュレーションしてない。

森本教育部担当部長

利用の状況がまだ貸出の予想もつかない現況ですので、シミュレーション自体は現在まだ行っておりません。

村松委員

これは、予算的措置は終わっているんですね。収入と支出で、ある程度。この程度のお金はかかるだろうということで、予算についてはかからない。

福田教育部参事

当該条例の審査は12月議会を予定してございます。それで、この条例に基づく歳入は、平成21年度予算に計上することになりますので、これからの作業ということになります。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

6条のところで、使用に係る許可は休館日を除く逗子小学校の休業日に限るものということで、必要な制限を与えているのですが、この理由というのはどうい

福田教育部参事

これは事前に逗子小学校とは種々協議を重ねておりまして、通常の御使用の場合ですと、音など発生することが想定されませんが、一定の許可のもとに使うような形態でありますと、想定されますので、授業に支障のないところから、このような規定を入れたものでございます。

五十嵐委員

そうしますと、隣接する図書館ですとか住宅ですとか、そういう場所というのは休日の教室の受け入れしないほうがいいのかも考えられるかなと思いますし、あと、土・日でふれあいスクールなどをやっている時間帯もあるかと思えます。その辺のところ、音の規制とか、やる内容の規定みたいなものが、どちらかで定めるんですか。

福田教育部参事

音につきましては、先ほどの御説明では触れておりませんが、規則でもう少し細かく規定をいたします。原則として周辺に影響を及ぼす大きな音については認めていかないということにしております。また、隣接するホールでありますとか図書館、こちらの営業につきましても、事前に催し物の予定などをいただいて、こういう中で許可をしていく予定にしております。

森本教育部担当部長

補足なんですけれども、このフェスティバルパークにつきましては、名前のほうはフェスティバルパークというような形で、当初の設計のときからこのような形で継続して使わせていただいておりますけれども、文化プラザ全体の中庭として設置しております、利用者の交流であったり、憩いの場として、また屋外でのイベントもできるとしており、本来は憩いの場、交流の場ということで、原則自由使用というような形で考えておまして、その中で屋外でのイベントにも活用ができるというような基本的な考え方でありますので、利用の制限であるとか音の問題などにつきましても、何でもできるというようなところではないというふうになっています。

村松委員

さっきね、収入・支出の質問をしたんですが、こういったイベント許可というのは、フェスティバルパークなんかというのは、今後ですね、例えば広告とか何かをね、看板で取って、やっぱりある程度、市民が入ってくるわけで、広告の看板、野球場とかのああいうところを見ても、そういった手数料で、採算とるためにやると。それを逆に、フェスティバルパークのいろんな運営とか、そういったものに使っていくとかね、何か今後逗子としてもそういうものは考えていったほうがいいんじゃないか。広告掲載一切やらないと。看板なんかで、お金をしっかり取って、それであそこはある意味ではイベント広場だから、PRする場所としてうまく活用していく。活用していくためには、そういった収入源を設け、どうやって得ていくかというようなことも含めて、これは考えていってもいいんじゃないかなというふうには思うんですね。だから、今、逗子市も今後歳入の面でいろいろ大きな問題が出てくる中では、どうやって歳入をふやしていくかということを常に考えていながら、それを還元していくということも、今後ある意味、考えていったほうがいいたろうというふうには思うんですね。もう一切そういったものは取らないというんじゃないかとね。その辺、できるかできないかは別として、検討する課題にはなるんじゃないかというふうに思いますけどね。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、本件について可決するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第6「委員長の選挙について」

小島委員長

では続きまして、日程第6「委員長の選挙について」を議題といたします。

来月11月18日をもちまして、委員長の職務は任期が満了となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づきまして選挙を行いたいと思います。

まず、選挙の方法ですけれども、投票または指名推選の方法がございますが、どちらの方法で行えばよろしいでしょうか。御意見いただけますでしょうか。

村松委員

従来、投票でなくて、指名推選できてますから、今回も指名推選でよろしいと思います。

小島委員長

では、ただいま村松委員より指名推選との御意見をいただきましたが、これについていかがでしょうか。

(全員異議なし)

よろしいですか。では、異議なしと認めまして、指名推選の形をとらせていただきます。

次に、指名推選の指名者を決めたいんですが、これをどなたにしたらよろしいでしょうか、御意見いただけますか。

竹村委員

五十嵐委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小島委員長

今、竹村委員より、指名者に五十嵐委員をとの御意見がありましたけれども、これについていかがでしょうか。

(全員異議なし)

よろしいですか。では、御異議ないようですので、五十嵐委員に指名をお願いをしたいと思います。

では、五十嵐委員、指名をお願いいたします。

五十嵐委員

それでは、村松委員にぜひお願いしたいと思います。村松委員を指名します。

小島委員長

ただいま五十嵐委員から、委員長に村松委員をとの指名推選をいただきました。ではお諮りいたしますが、ただいま指名推選がありました村松委員を委員長とすることに御異議はないでしょうか。

(全員異議なし)

御異議なしと認めまして、村松委員を当選人と定めさせていただきます、委員長に決定をさせていただきます。では村松委員、一言。

村松委員

どうも、年功序列ということで、私、委員長をやることになりました。長い間、小島さん、委員長をやっていただきまして、ありがとうございました。名委員長ということで、この後を私がやるというのは、いろいろと支障もあると思います。もう一つ、なかなか発言ができなくなるということに対する委員長になってじくじたる思いがあるんですが、いずれにしましても、一番年長者ですから、受けることにいたしました。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

日程第7「委員長職務代理者の指名について」

小島委員長

では、日程第7「委員長職務代理者の指名について」を議題といたします。

委員長職務代理者の指名につきましては、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき行いますが、これまでも委員長職務代理者の指名につきましては委員長が指名をさせていただくという形で行われてきました。つきましては、11月19日以降委員長になられます村松委員から指名していただくということで、よろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(全員異議なし)

よろしいですね、ありがとうございます。では、御異議なしと認めまして、村松委員より

委員長職務代理者の指名をお願いいたします。

村松委員

引き続き五十嵐委員にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小島委員長

ただいま五十嵐委員の委員長職務代理者ということで御指名をいただきましたが、よろしいでしょうか、御異議ないでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議なしと認めまして、委員長職務代理者は五十嵐委員に決定をいたしました。では五十嵐委員も一言ごあいさつお願いできますか。

五十嵐委員

ただいま御指名にあずかりましたので、大変僭越ではございますが、職務代理の職を引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第8「その他」

小島委員長

では、日程第8「その他」を議題といたしますが、議事として何かございますでしょうか。

山田生涯学習課長

それでは、生涯学習課のほうから御案内と御報告を2点させていただきたいと思います。

まず、文化祭開催式典の開催の御案内をさせていただきたいと思います。委員の皆様には本日茶色い封筒の中で御案内させていただいたんですけれども、10月30日から11月16日までの期間、第58回目を迎えます逗子市文化祭を開催いたします。文化祭の開催に先立ちまして、10月30日(木曜日)となりますが、午後6時から開催式典を行います。また、式典終了後、懇親会の開催も予定しておりますので、ぜひ委員の皆様のお臨席を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、逗子市手づくり絵本コンクールの応募状況等について御報告させていただきます。本コンクールにつきましては、本年度で第5回目を迎えますが、募集作品としては子どもや大人に夢を与える手づくり絵本とし、募集期間につきましても本年10月1日から同月15日までの期間行いました。その結果、現時点における応募総数は333冊。現時点と申し上げ

げたのは、まだ整理しきれなてない本が何冊かまだあるようなので、現時点ということで御説明をさせていただきます。333冊のうち、一般の部が161冊、子どもの部が171冊、ちなみに本年度333冊に対して、前年度は271冊ということで、64冊、前回よりも多かったということになります。そのうち、市外からの応募は60冊、これは残念ながら前年度76冊だったところ、少し減になっているかなというところですよ。残りの273冊につきましても、市内あるいは県内からの応募でした。応募状況につきましても、北は北海道、南からは沖縄と、全国の広範囲にわたるものでした。参考までに、まだちょっとその確認がとれてないんですが、今回台湾のほうから絵本の問い合わせがあったということも1件ありますので、もしかしたら応募しているかもしれません。

絵本の選考につきましては、本年9月24日に第1回手づくり絵本コンクール市民選考委員会を開催し、選考方法等について協議を行いました。第1次選考として、11月4日から同月28日まで市民選考委員会各委員による審査が行われ、審査結果を集計の後、12月9日（火曜日）に第2回市民選考委員会を開催し、第2次選考対象作品を決定することになっております。なお、第2次選考のための市民投票を12月16日から同月22日までの間、市役所の市民ホールで実施し、第1次選考と市民投票結果をもとに、第2次選考通過作品を決定いたします。また1月19日、来年でございますけれども、専門選考委員会を開催し、受賞作品を決定させていただく予定です。受賞作品につきましては、2月の2日から6日までの間、市役所市民ホールに展示し、受賞式につきましては2月21日（土曜日）となりますけれども、昨年と同様、文化祭の一環として、朗読の会も含めて午後からの開催を予定しております。

報告は以上です。

小島委員長

ただいま2件の報告をお受けいたしましたけれども、何か御質疑などありますでしょうか。よろしいですか。では、ほかに議事として何かお持ちでしょうか。

竹村委員

先ほどの教育長報告の中で、逗子小学校の先生が表彰されるというお話を伺って、そのときに言えばよかったんですけども、昨年の表彰された梅原先生の授業を見学させていただいたときに、とてもすばらしい授業で感銘を受けました。吉川先生のこの表彰についても、他の先生の励みだけではなくて、やはり多くの人にそのことを、その授業内容が見学ができて、または他の先生の研修につながるようなことになればすばらしいのではないかなと。ま

た、若い先生がこれからどんどんふえていくわけですから、そういった意味でもぜひ参考になるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

村上教育長

ありがとうございます。昨年度受賞者の梅原先生の授業につきましては、DVDで見ることができます。それから、11月2日の青少年フォーラムの講師として梅原先生が講演する予定です。講演の題は「学校って」ということで、学校ってこういう楽しいことが展開される場所じゃないかという講演が1時半から予定されております。今回受賞者の吉川先生につきましても、さまざまな機会をとらえて励みになるような機会を設けていきたい。梅原先生は、幸いなことに初任者研修、新しく先生になった方たちの研修講師として、指導を専門に行うため今も勤めていただいております。そういうことでは本市の教育についてあこがれと、それを目指し頑張る先生もふえたというふうに聞いておりますので、またそういう意欲と研究心を育てよう推進していきたいというふうに考えております。

小島委員長

ほかに、特によろしいでしょうか。

では、ないようですので、以上でその他を終わらせていただきます。

最後に次回の定例会ですけれども、11月20日（木曜日）午前10時からを予定しておりますが、決定につきましては改めて委員に御通知申し上げます。

これをもちまして教育委員会10月定例会を終了いたします。ありがとうございました。